

奈良県文化振興条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十五号

奈良県文化振興条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 歴史文化資源の継承と活用に関する基本的施策（第十条―第十五条）

第三章 文化活動の振興に関する基本的施策（第十六条―第二十一条）

第四章 文化振興関連施設の活用の促進（第二十二条）

第五章 その他の措置（第二十三条―第二十六条）

附則

奈良は、日本文化を代表する様々な文物の発祥の地であるとともに、固有の文化及び外来の文化が交流して融合し、日本の国家としての基礎が築かれた場所である。古来より脈々と受け継がれてきた豊富な歴史文化資源を有する本県の強みを生かし、歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動の振興を通じて郷土の誇りを醸成し、地域の振興を推進していくことは、本県の担うべき使命である。

このような認識の下、県では、日々の暮らしをより豊かにする文化の振興に関する施策を推進し、文化活動により障害のある人もない人も世代を問わず共に楽しみ、絆を深めるための取組を展開しており、こうした取組は全国にも広がりを見せつつある。

近年、人口の減少、少子高齢化、人間関係の希薄化等の文化を取り巻く社会的環境の変化により、地域の文化の継承が課題となっている。一方で、情報通信技術の進展に伴う様々な主体間の交流、新たな分野における連携等により、新しい文化の創造及び文化の継承の可能性が広がっている。

変化する状況に対応するため、なら歴史芸術文化村等の文化の振興の拠点を活用して、歴史文化資源の継承及び活用と文化活動の振興を一体として推進することで、心豊かな県民生活を実現し、観光・産業振興、まちのにぎわいづくり等の政策間連携による地域振興を目指すことが必要である。

ここに、歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動の振興について基本理念を明ら

かにしてその方向性を示し、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本県の特性を生かした文化を振興し、世界に冠たる文化の都としての奈良県を創るため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化振興（歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動の振興をいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関並びに事業者の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、歴史文化資源に対する理解及び関心の増進並びに文化活動への参加の促進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 歴史文化資源 有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源であつて、歴史に対する認識を深めるものをいう。
- 二 文化活動 次に掲げるものに関する活動をいう。
 - ア 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（イに規定するメディア芸術を除く。）をいう。）
 - イ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術をいう。）
 - ウ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、民俗芸能その他の伝統的な芸能等をいう。）
 - エ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）

(基本理念)

第三条 文化振興は、歴史文化資源が県民にとってかけがえない財産であること及び文化活動が生活を豊かにするものであることに鑑み、県、県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者その他の主体の相互の連携及び協力の下、次に掲げることを基本として行わなければならない。

- 一 歴史文化資源を通して、地域の文化に対する理解及び関心を増進し、誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成に資すること。
- 二 文化を享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民及び県を訪れる者がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化に親しむことができる環境を整備すること。
- 三 個人の自主性及び創造性が十分に尊重されること。
- 四 文化振興により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者、市町村、他の都道府県、国その他の主体と連携し、及び協働するものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、文化振興についての理解及び関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な歴史文化資源の継承及び活用並びに文化活動を通じて、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(歴史文化資源の継承及び活用を行う者の役割)

第六条 歴史文化資源の継承及び活用を行う者は、基本理念にのっとり、歴史文化資源が県民共通の財産であることを自覚し、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化活動を行う者の役割)

第七条 文化活動を行う者は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化活動の充実に努めるとともに、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第八条 教育機関は、基本理念にのっとり、歴史文化資源及び文化活動に親しむ機会を提供するよう努めるものとする。

2 教育機関は、人材の育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 文化振興を業として行う者は、基本理念にのっとり、文化振興についての理解及び関心を深めるとともに、その事業活動における文化との関わりを通じて、文化振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

第二章 歴史文化資源の継承と活用に関する基本的施策

(地域住民の誇りの醸成等)

第十条 県は、県民がその居住する地域の文化に対する理解及び関心を深めるとともに、誇りと愛着を持つことができるよう、地域住民が主体となる歴史文化資源の継承及び活用の推進に係る取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財の修復、公開等に対する支援)

第十一条 県は、歴史文化資源のうち、文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条に規定する文化財をいう。以下同じ。）の保存及び活用を図るため、その修復、公開その他の必要な支援を講ずるものとする。この場合において、県は、文化財の保存及び活用の一体的な展開に留意するものとする。

(交流の促進)

第十二条 県は、歴史文化資源に関する理解の促進を図るため、国内外における本県の歴史文化資源を紹介する機会の確保、歴史文化資源に関する研究に係る地域間交流及び国際交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(歴史文化資源の継承及び活用に関する活動の促進)

第十三条 県は、歴史文化資源の継承及び活用に関する活動の促進を図るため、県民が歴史文化資源に親しみ、及び歴史文化資源の意義を学ぶことができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材育成等)

第十四条 県は、歴史文化資源の継承及び活用を担う人材の育成を図るため、歴史文化資源に触れる機会の提供、教育機関における学習の支援、文化財の修復に係る講習等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(歴史文化資源の把握等)

第十五条 県は、地域の魅力の向上を図るため、歴史文化資源を把握し、当該歴史文化資源の継承及び活用を推進するものとする。

2 県は、歴史文化資源の魅力を周知し、その理解を深めるため、把握した歴史文化資

源を分かりやすく発信するための施策を講ずるものとする。

第三章 文化活動の振興に関する基本的施策

(地域における文化活動に対する支援等)

第十六条 県は、地域の文化活動の振興及びこれを通じた地域の活性化を図るため、地域住民及び市町村が主体となって取り組む文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等)

第十七条 県は、伝統芸能及び生活文化(以下「伝統芸能等」という。)の継承、発展及び保存を図るため、情報の提供、指導、助言、発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(交流の促進)

第十八条 県は、文化活動を通じた相互理解を図るため、文化活動に係る地域間交流及び国際交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の文化活動の充実)

第十九条 県は、文化活動の充実を図るため、広く県民が自主的に文化活動に参加し、又はこれを鑑賞する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化活動に取り組み、文化活動を通じた交流を行うことができるよう配慮するものとする。

3 県は、子どもの創造性及び感性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、幼少期から文化活動に親しむ機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、学校教育及び社会教育における文化活動の充実を図るため、文化活動に関する体験学習の充実、教育機関における文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材育成等)

第二十条 県は、文化活動の振興を図るため、創造的文化活動を行う者、伝統芸能等の継承を行う者、文化活動について指導を行う者、文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び発信)

第二十一条 県は、文化活動の振興に関する施策の効果的な推進を図るため、県内の文化活動に関する情報を収集し、県民に提供するとともに、当該情報の国内外への発信に努めるものとする。

第四章 文化振興関連施設の活用の促進

第二十二条 県は、なら歴史芸術文化村その他の文化振興に関連する県の施設を前二章に定める施策を推進する拠点として活用し、観光、産業等の分野と連携した効果的な運営を図るものとする。

第五章 その他の措置

(市町村との連携)

第二十三条 県は、文化振興に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化振興に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力を行うものとする。

(顕彰)

第二十四条 県は、文化振興に関し特に顕著な功績があると認められる者を顕彰するものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、基本理念に基づき文化振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第二十六条 知事は、毎年度一回、この条例に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。